

学校法人鷗友学園寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人鷗友学園と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を東京都世田谷区宮坂一丁目5番30号鷗友学園内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、併設型中学高等学校として小学校を卒業した女子に中等普通教育を施し、中学校・高等学校を通じた全人教育を行い、キリスト教精神を基盤に「慈愛と誠実と創造」を校是とし、自主・自律・自学の良風を養い、健全な心身の育成を目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 鷗友学園女子高等学校 全日制の課程 普通科
- (2) 鷗友学園女子中学校

第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人
- (2) 監事 2人

2 この法人に、評議員10名を置く。

3 理事(理事長を除く。)のうち4人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事選任機関)

第6条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。

3 監事又は評議員会は、理事選任機関(理事会)に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関(理事会)の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関(理事会)を招集しなければならない。

4 理事選任機関(理事会)が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

5 理事選任機関(理事会)は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

第4章 理事会及び理事

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長のうちから理事会において選任した者1人
- (2) 前号に規定するもののほか、理事会において選任した者8人

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 理事選任機関(理事会)は、理事の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(役員 の 解任 及び 退任)

第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関(理事会)の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3)理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第11条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(理事会の構成)

第12条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

4 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、常務理事がその職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(役員 の 学校法人 に対する 損害賠償責任)

第16条 役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員 の 第三者 に対する 損害賠償責任)

第16条の2 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員

は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 第62条第1項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 第28条第1項第2号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員の変責)

第16条の3 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(招集)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第19条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

(2) 予算及び事業計画の作成又は変更

(3) 基本財産の処分

(4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

4 前3項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2)この法人の合併

5 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の決議に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第21条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、出席理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
- 4 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

(監事の選任)

第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第24条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第25条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3)監事としてふさわしくない非行があつたとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
 - 3 監事は次の事由によって退任する。
 - (1)任期の満了
 - (2)辞任
 - (3)死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第26条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第27条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに東京都知事(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関(理事会)を含む。)に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会(理事選任機関)及び評議員会の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関(理事会)の招集を請求した場合も、同様とする。

(調査権限等)

第29条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事の行為の差止め)

第30条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

(評議員の選任)

第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者
1人
- (2)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者
2人
- (3)学識経験者のうちから、評議員会において選任した者
2人
- (4)学識経験者のうちから、理事会において選任した者
5人

2 前項第1号の評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 評議員会及び理事会は、それぞれ評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

(評議員の資格)

第32条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第33条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第34条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3)評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1)任期の満了
- (2)辞任
- (3)死亡

3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員会の構成)

第35条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第36条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1)重要な資産の処分又は譲受け
- (2)多額の借財
- (3)予算及び事業計画の作成又は変更
- (4)役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
- (5)私立学校法第23条第1項に定める寄附行為の変更
- (6)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7)寄附金品の募集に関する事項
- (8)私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(9)合併

(10)その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(理事の行為の差止めの求め)

第37条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第30条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該訴えの提起を監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第38条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

(開催)

第39条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第40条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。

3 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法にて通知しなければならない。

4 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第41条 前条第2項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、東京都知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第3項に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第42条 第28条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第40条第3項に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第43条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第44条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第45条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第46条 第21条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。）又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第47条 理事長及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第48条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、常務理事は、当該事項について、理事会と評議員会の調整を図るものとする。理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 参与、顧問及び名誉校長

(参与、顧問及び名誉校長)

第49条 この法人に参与及び顧問を、また、この法人の設置する学校に名誉校長を置くことができる。

(参与、顧問及び名誉校長の委嘱及び職務)

第50条 参与、顧問及び名誉校長は、理事総数の過半数の議決による選任を経て理事長が委嘱する。参与、顧問及び名誉校長の任期は、それぞれ別に定める。

2 参与は理事会の諮問に応じると共に、独立して理事会に意見を述べることができる。

3 顧問及び名誉校長は、重要な事項につき理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第51条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第52条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第53条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第10章 資産及び会計

(資産)

第54条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第55条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で前項以外の財産をいう。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第56条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第57条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第58条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第59条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第60条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第61条 この法人の決算及び事業の実績に係る報告は、毎会計年度終了後3月以内に、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後3月以内に、決算及び事業の実績を定時評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧)

第62条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書、及び役員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類(以下、この項

に於いて「財産目録等」という。)、及び役員等名簿を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を経て事務所に備え置かなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類をこの法人が設置する私立学校に在学する者、その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合は、これを閲覧に供しななければならない。ただし、役員等名簿については個人の情報に係る掲載の部分を除いて閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、個人情報保護法に抵触する恐れ、又は法人あるいは個人が不利益を被る恐れがある等、正当な理由がある場合は、法人は、その閲覧を拒み、または財産目録等について閲覧対象を大科目のみに限定することができる。

(資産総額の変更登記)

第63条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない

第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第64条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議を得て、東京都知事に届け出なければならない。

第12章 解散及び合併

(解散)

第65条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1)理事会の決議による決定
- (2)この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3)合併
- (4)破産手続開始の決定
- (5)東京都知事の解散命令

- 2 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、東京都知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第66条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第67条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

第13章 補 則

(公告の方法)

第68条 この法人の公告は、学校法人鷗友学園の掲示場に掲示して行う。

(書類及び帳簿の備付)

第69条 この法人は、第62条第1項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かななければならない。

- (1)役員及び評議員の履歴書
- (2)収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3)その他必要な書類及び帳簿

(施行細則)

第70条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、東京都知事認可の日（平成17年9月7日）から施行する。
- 2 この寄附行為施行時において現に役員である者の任期については、改正前の学校法人鷗友学園寄附行為（昭和53年1月1日施行）第10条の規定を適用する。

附 則

平成19年6月15日付東京都知事認可のこの寄附行為は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

令和2年4月14日付東京都知事認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和6年4月23日付東京都知事認可のこの寄附行為は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 4 この寄附行為の施行後に選任される評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、令和9年度の定時評議員会の終結の時までとする。